

令和5年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年3月28日													
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田1234番地 北広島町役場本庁舎 4階 委員会室													
議 長	大下正幸													
開閉会日時及び宣告	開 会	令和5年3月28日 午後1時30分												
	閉 会	令和5年3月28日 午後2時3分												
<table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>出席を示す</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>欠席を示す</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不応招を示す</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>公務欠席を示す</td> </tr> </table>	○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	○	出席を示す												
	△	欠席を示す												
	×	不応招を示す												
	□	公務欠席を示す												
1	芦田宏治	○	5	宮本裕之	○									
2	宍戸邦夫	○	6	熊高昌三	○									
3	山本 優	○	7	湊 俊文	○									
4	美濃孝二	○	8	大下正幸	○									
会議録署名議員	1番 芦田宏治		2番 宍戸邦夫											
地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	箕野博司	局 長	児玉一朗										
	副管理者	石丸伸二	所 長	村田浩章										
議 事 日 程	日程第1 会議録署名議員の指名について													
	日程第2 会期の決定について													
	日程第3 諸般の報告													
	日程第4	議案第1号	芸北広域環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例											
	日程第5	議案第2号	芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例の一部を改正する条例											
	日程第6	議案第3号	令和4年度芸北広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）											
	日程第7	議案第4号	令和5年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について											
	日程第8	議案第5号	令和5年度芸北広域環境施設組合一般会計予算											
	日程第9 閉会中の継続審査の申し出について													
会議に付した事件	議事日程に同じ													
会 議 の 経 過	次のとおり													

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	<p>定刻になりました。ただ今の出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。</p>
日程第1	議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において1番、芦田宏治君及び2番、宍戸邦夫君を指名いたします。</p>
日程第2	議 長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>本定例会の運営については、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、熊高昌三君の報告を求めます。</p> <p>自席にて御報告をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。</p> <p>本日招集されました令和5年第1回定例会の運営につきまして、3月3日に議会運営委員会を議長出席のもと開催をいたしました。</p> <p>本定例会への提出議案は、5件でございます。事務局から議案の説明を受け、協議をいたしました結果、会期につきましては、本日1日限りということに決定をさせていただきました。</p> <p>議案の内容につきましては、お手元に配付してあります提出議案書のとおりでございます。</p> <p>なお、閉会中の継続審査につきまして、議長に申し出をいたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今の委員長の報告のとおり、会期は、本日1日とすることに御異議ありませんか。</p> <p>〔 「異議なし」という者あり 〕</p>
	議会運営委員長	
	議 長	
	議 長	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。</p>
日程第3	議 長	<p>日程第3、「諸般の報告」をいたします。</p> <p>初めに、本定例会に出席を求めた説明員は、管理者、副管理者、</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 4	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>管 理 者</p>	<p>局長及び所長です。</p> <p>次に監査委員から、令和4年度第2回定例監査及び令和4年度上半期分の例月出納検査の報告を受けております。お手元に配付しておりますので、御了承願います。</p> <p>以上で、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程第 4、議案第 1 号、「芸北広域環境施設組合個人情報情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>管理者、箕野博司君。</p> <p>はい。皆様、こんにちは。</p> <p>〔一同、「こんにちは」〕</p> <p>提案理由の説明ということでございますが、その前に一言御挨拶を申し上げさせていただきます。</p> <p>令和 5 年第 1 回の定例会にあたり、皆様方には、年度末という、公私とも大変お忙しい時期に、こうして組合議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、議員各位におかれましては、平素より組合運営に対し、格別の御理解と御協力をいただきまして、深く感謝申し上げる次第でございます。</p> <p>本日は、来年度の予算審議を中心に、5 件の議案を提出させていただきます。電力、燃料費等の価格高騰は、きれいセンターのごみ処理経費にも大きな影響を与えております。経費の節減に努めながら、適正処理が継続できるよう、予算編成を行っております。</p> <p>また、本日は、議会終了後に開催されます全員協議会で、「ごみ処理手数料の改定について」、それから、「今後の施設整備に係る実現可能性調査について」の 2 点につきまして、御説明させていただきたいと思っております。</p> <p>市町の厳しい財政状況を踏まえた、持続可能なごみ処理体制の整備が急務となっております。何とぞ、よろしく願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第 1 号の提案理由を、説明いたします。</p> <p>お配りしております、提出議案書の 2 ページ及び 3 ページをお開きください。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>議案第1号「芸北広域環境施設組合 個人情報保護に関する法律施行条例」です。</p> <p>個人情報保護に関する法律の改正により、個人情報保護に関する規定が同法に一元化されることに伴いまして、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものでございます。</p> <p>詳細につきましては、事務局から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続いて詳細について、事務局に説明を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。失礼いたします。事務局より詳細につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>お配りしております資料の1を御覧いただければと思います。</p> <p>国の個人情報保護に関する法律の改正により、個人情報保護制度については、法律が直接適用されることになりまして、その施行について、組合で条例を制定するものでございます。</p> <p>条例に定めることが法律上必要な事項としては、開示請求に係る手数料がございしますが、「できる限り利用しやすい額」とする法律の規定から無料としております。その他については、国の法律でほとんど規定されておりますので、最小限のものとしております。</p> <p>条例案につきましては、提出議案書のとおりでございます。以上です。</p> <p>これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>〔「なし」という者あり〕</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありますか。</p> <p>〔「なし」という者あり〕</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより、議案第1号、「芸北広域環境施設組合個人情報保護に関する法律施行条例」を、起立により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者が起立する〕</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 5	議 長	<p>はい。起立全員であります。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第 5、議案第 2 号、「芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例の一部を改正する条例」を、議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略し、提出者から、提案理由の説明を求めます。</p>
	管 理 者	<p>議長。</p>
	議 長	<p>はい。管理者、箕野博司君。</p>
	管 理 者	<p>それでは、議案第 2 号につきまして、提案理由を説明します。</p> <p>提出議案書の 4 ページ、5 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 2 号、「芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例の一部を改正する条例」についてでございます。</p> <p>本組合で準用している北広島町の人事行政関係の条例につきまして、変更が必要となったため、本組合の北広島町の条例を準用する条例の一部改正について、提案するものです。</p> <p>詳細につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。</p>
議 局	議 長	<p>詳細について、事務局より説明を求めます。</p>
	議 長	<p>議長。</p>
	議 長	<p>局長、児玉一朗君。</p>
	議 局	<p>はい。事務局より詳細につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>お配りしております資料の 2 を御覧いただければと思います。</p> <p>訂正させて本日配布させていただいたものでございます。</p> <p>地方公務員法の一部改正、定年の引き上げ等によりまして、市町の条例改正が行われたところですが、それに伴いまして、本組合において北広島町の条例を準用する条例の一部改正が必要となったものでございます。</p> <p>内容につきましては、2 項の改正の概要にございますように、再任用に関する条例の廃止に伴うもの、その他、新たに追加すべき条例を追加しております。人事、給与関係につきましては、事務処理の面から組合設立時より北広島町の条例を準用している状況でございます。</p> <p>一部改正の条例案につきましては、提出議案書のとおりでございます。以上です。</p>



事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>て、御説明申し上げます。</p> <p>今、御覧いただいております補正予算書でございますけれども、2ページ目を御覧いただければと思います。歳入歳出864,000円の追加の内容でございますけれども、歳入の方、手数料7,400,000円の減額はじめ、県補助金、繰越金及び雑入について補正を行っております。歳出の方は、総務管理費の3,930,000円の増額、清掃費の3,066,000円の減となっております。</p> <p>詳細につきましては、資料の3の表面を御覧いただければと思います。内容につきましては、2の項の表にございますが、歳入については、ごみ処理手数料が減少したものの、繰越金の増額、それから雑入の有価物、鉄くず等の売却単価の上昇で少しですが歳入増となっております。歳出につきましては、電気料が単価の上昇で850万円の増となりましたが、焼却灰の資源化委託料の減少等で、最終的に財政調整基金への積立が、4,000,000円確保できるということになりまして、基金残高は、3の方の表にございますが、107,364,000円となる予定です。他に、県の補助金を最終的な実績予想額に変更しています。</p> <p>資料3の裏面に、今回の補正によるごみ処理手数料の決算見込み及び古紙や金属類の有価物の決算額見込みを表にしておりますので、併せて御覧いただければと思います。</p> <p>以上、補正の説明とさせていただきます。</p>
	議 長	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
	4 番 議 員	<p>議長。</p>
	議 長	<p>4番、美濃孝二君。</p>
	4 番 議 員	<p>はい、4番、美濃孝二です。</p> <p>補正予算の内容の中で、歳出ごみ処理費と事業系一般廃棄物の減量化等対策調査検討業務、330,000円減額。検討結果というのは、出て、既に出ているんですけどか。</p>
	議 長	<p>答弁を求めます。</p>
	局 長	<p>議長。</p>
	議 長	<p>局長、児玉一朗君。</p>
	局 長	<p>はい。期限が31日ということで、現在調査段階を経て、最終的なとりまとめで、もうすぐ出る予定でございます。</p> <p>その結果につきましては、またの機会に、皆様にまた御報告申し</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第7	局 長 議 長	上げようと思っております。以上です。 他に質疑はありますか。
		〔 「なし」という者あり 〕
	議 長	質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。
		〔 「なし」という者あり 〕
	議 長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第3号、「令和4年度 芸北広域環境施設組合 一般会計補正予算（第1号）」を、起立により採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。
	議 長	〔 賛成者が起立する 〕 はい。起立全員であります。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
	議 長	日程第7、議案第4号、「令和5年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について」を議題といたします。 この際、議案の朗読を省略し、提出者から、提案理由の説明を求めます。
	管 理 者 議 長	議長。 管理者、箕野博司君。
	管 理 者	はい。それでは、提出議案書の6ページ目をお願いします。 議案第4号、「令和5年度 芸北広域環境施設組合 一般会計予算に対する 関係市町の負担割合について」です。 芸北広域環境施設組合同規約第13条第3項の規定により、令和5年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合を7ページの、別表のとおりとするものでございます。 内容につきましては、事務局が説明します。よろしく申し上げます。
	議 長 局 長 議 長 局 長	続いて詳細について、事務局に説明を求めます。 議長。 局長、児玉一朗君。 はい。事務局より御説明申し上げます。今、開いていただいております、提出議案書の7ページが、令和5年度の安芸高田市、北広島町の組合負担金の負担割合を定める表でございます。款、項の各



事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 8	局 長	<p>科目ごとに基本割、人口割、実績割に基づいて市と町の負担割合をそれぞれ表の割合にしたがって計算しております。</p>
		<p>人口割は、各市町の人口の割合で、下の表のとおりです。実績割といえますのは、下の表にございます、きれいセンターでのごみの処理量の割合です。予算年度の前年度の暦年実績、令和4年1月から12月の処理量で、安芸高田市、6,989.65トン、北広島町、4,673.67トンという数字になっております。</p>
		<p>資料の4に、カラーの資料があると思いますが、こちらの方に詳細なごみ種別ごとの処理量と前年比較を載せております。小さい数字で見えにくいんですけども合計で見ますと、昨年と比較し令和4年は、上の表の右下の赤い数字ですけれども、安芸高田市さんでマイナス6.20%、北広島町でマイナス3.19%と減少している状況でございます。</p>
		<p>以上で、説明を終わります。</p>
	議 長	<p>以上で提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。</p>
		<p>〔 「なし」と言う者あり 〕</p>
	議 長	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。</p>
		<p>〔 「なし」と言う者あり 〕</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第4号、「令和5年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合について」を起立により採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いいたします。</p>	
	<p>〔 賛成者が起立する 〕</p>	
議 長	<p>はい。起立全員であります。 よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>	
議 長	<p>日程第8、議案第5号、「令和5年度芸北広域環境施設組合一般会計予算」を議題といたします。 この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。 議長。</p>	
管 理 者		

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>議 長 管 理 者</p> <p>議 長 局 長 局 長 局 長</p>	<p>管理者、箕野博司君。</p> <p>はい。議案第5号について、説明いたします。</p> <p>別冊の「令和5年度芸北広域環境施設組合一般会計予算」です。第1条で、予算の総額を、歳入歳出それぞれ728,034,000円とし、第2条で一時借入金について、借入の最高額を50,000,000円とするものです。予算額の款、項の区分は、2ページ及び3ページの第1表のとおりでございます。</p> <p>詳細につきましては、事務局から説明いたします。御審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>続いて詳細について、事務局に説明を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。事務局より予算の概要につきまして、御説明いたします。</p> <p>御覧いただいております予算書の方、5ページから事項別明細書になっておりまして、20ページが、先ほどの負担割合に基づいて算出しました市町の負担金額の目別の内訳となっております。</p> <p>詳細につきましては、資料の5を御覧ください。歳入と歳出の4年度と5年度の予算比較です。歳入の方、安芸高田市の負担金が342,942,000円、昨年度比11,037,000円の増、北広島町の負担金が221,073,000円、昨年度比10,631,000円の増でございます。</p> <p>歳出の方、御覧のとおりですけれども、燃料・光熱費等が、昨年度と比較し、23,915,000円増額となっております。これは、電気料金の単価の上昇によるもので、使用量は、2%減少見込みでの算定としておりますが、約24,000,000円の増額となっております。</p> <p>2の項に財政調整基金の状況の表がございます。先ほどの補正予算の議案で御説明したとおり、令和4年度末で107,364,000円の基金残高を見込める予定です。基金残高の適正額を年間修繕費に相当する約1億円としておりますので、来年度、基金繰入を5,300,000円にとどめ、市町負担金を増額させていただいているという状況でございます。</p> <p>組合の方といたしましても、来年度は、資源化優先ではなく、コストも優先させた形での予算編成としておりますので、処分・資源化委託費を11,262,000円、減額している状況です。その他、ごみの減量対策によるごみの減少を見込んだものとなっております。</p> <p>それから、資料の6をお願いいたします。資料6の方に今回の予算の算出根拠を載せております。1ページ目が、ごみ処理手数料でご</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>ざいですが、その内訳です。</p> <p>それから、2ページの方が雑入、有価物の売却代の見込みでございまして、4年度と5年度の単価、数量の比較を載せております。全体として、量的には、約1割、減少見込みとしておりますけれども、一部の単価の上昇で、ほぼ4年度と同様の予算、差額が400,416円となっております。一方、3ページの方の燃料費については、先ほど申し上げましたとおり、電気料金が高騰してございまして、薬品費についてもやはり製造段階での経費の上昇から単価の上昇が避けられない状況です。</p> <p>それから、資料の7ですけれども、市町負担金及び衛生費の予算額推移でございまして。カラーの折れ線と棒グラフでございまして。平成21年から令和5年までオレンジ色の折れ線が安芸高田市負担金、青い実線が北広島町負担金です。棒グラフが、衛生費の総額となっております。</p> <p>続きまして、資料の8ですけれども、こちらの方が、事業概要でございまして。1の「きれいセンターで安全に継続して処理できるように」ということで、焼却施設に特化した補修を実施することとしております。ごみ焼却施設の修繕費が、118,053,000円となっております。</p> <p>2の「ごみの減量・リサイクルを行うために」、これも本年度から引き続き、事業所については、生ごみの削減、資源物の回収強化に取り組ましまして、家庭ごみにつきましましては、環境教育の推進といった啓発活動の強化と粗大ごみのリユースの取り組みにつきましまして、市町と協働して実施したいと思っております。</p> <p>3の「ごみ処理の課題を解決するために」という部分では、今後の施設整備にあり方の検討でございましてとか、ごみ処理手数料の改定について検討・実施していきたいと思っております。これについては、後ほどの全員協議会でも御説明させていただければと思っております。</p> <p>以上で、来年度の予算についての説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>議案につきましましては、一般会計予算ということでございまして、一般質問を別に設けておりませんので、組合の運営のこと、きれいセンターのことやごみの収集のことなど、その他全般にわたっての</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第9	議 長	<p>質問がございましたら、ここで、質問いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、質問は、一問一答方式とし、挙手の上、自席で起立により行ってください。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>〔「なし」と言う者あり〕</p>
	議 長	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>〔「なし」と言う者あり〕</p>
	議 長	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより、議案第5号、「令和5年度芸北広域環境施設組合一般会計予算」を起立により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を願います。</p> <p>〔賛成者が起立する〕</p>
	議 長	<p>はい。起立全員であります。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第9、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。</p> <p>議会運営委員長から閉会中の継続審査の申し出が提出されております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」という者あり〕</p>
	議 長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。</p>
閉 議	副管理者 議 長 副管理者	<p>以上で本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>閉会にあたり、副管理者から挨拶をお願いいたします。</p> <p>議長。</p> <p>はい。副管理者、石丸伸二君。</p> <p>はい。いろいろと審議をいただきました。また後ほど議題に上り</p>

